

北上市告示第 8 号

北上市緩和ケア支援事業実施要綱を次のように定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 15 年 3 月 11 日

北上市長 伊 藤 彬

北上市緩和ケア支援事業実施要綱

(目的)

第 1 この告示は、治癒見込みのないがん患者（以下「患者」という。）が在宅療養を希望した場合に、諸症状を緩和し、精神的な苦痛、孤独、不安等を軽減し、及び患者の家族（以下「家族」という。）が安心して介護できるように支援するとともに、患者及び家族が、人間らしく尊厳をもって日常生活を有意義に過ごすことができるよう支援していくことを目的とする。

(対象者)

第 2 この事業の対象者は、市内に居住する者で、患者及びその家族が在宅療養を希望し、かつ、患者の主治医が事業の利用を認めたものとする。

(事業の内容)

第 3 緩和ケア支援事業（以下「事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 北上市緩和ケア支援事業介護用品補助金交付要綱（平成 15 年北上市告示第号）の規定による補助金の交付
- (2) 患者及び家族の相談
- (3) 患者及び家族の精神面及び生活面を支援するためのボランティア派遣
- (4) その他支援の目的を達成するために必要な事業

(ボランティア派遣)

第 4 第 3 第 3 号に規定するボランティア派遣は、北上市緩和ケア支援事業ボランティア会の協力を得て実施する。

(研修等)

第 5 市長は、事業の普及と円滑な運営を図るため、市民講演会、研修会等を実施するものとする。

(事業の報告)

第 6 在宅療養における主治医は、終了事由が生じた場合は、市長に対し北上市緩和ケア支援事業報告書（別記様式）を提出しなければならない。

(事業の記録)

第 7 市長は、事業の内容及び経過を記録し、保管するものとする。

(庶務)

第8 事業の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 北上市告示第 3 号

北上市緩和ケア支援事業介護用品補助金交付要綱を次のように定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 15 年 3 月 11 日

北上市長 伊 藤 彬

### 北上市緩和ケア支援事業介護用品補助金交付要綱

#### (目的)

第 1 この告示は、治癒の見込みのないがん患者（以下「患者」という。）が在宅で、家族とともに人間らしく尊厳をもって有意義に過ごすことができるよう、介護用品の購入又は借り入れする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成 3 年北上市規則第 57 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (補助金の交付対象)

第 2 補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住し、かつ、主治医が認めた患者（在宅のものに限る。）又はそれを介護する家族とする。

2 補助金の対象となる介護用品は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定又は同条第 2 項に規定する要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けていない患者にあっては別表左欄に掲げるとおりとし、要介護認定等を受けた患者にあっては別表に掲げる介護用品のうち同法第 7 条第 17 項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目に該当しないものとする。

#### (補助金の額)

第 3 補助金の額は、別表に掲げる介護用品の購入又は借り入れに要する経費の 10 分の 9 以内の額とし、その限度額は、同表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### (補助金の交付申請等)

第 4 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に内訳書（様式第 2 号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式 3 号）を交付するものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、介護用品を購入又は借り入れたことを証する書類を添えて補助金交付請求書（様式 4 号）を提出しなければならない。

(補則)

第5 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第2、第3関係）

介護用品		補助限度額	
購 入	入浴用いす		円 9,000
	腰掛け便座		20,000
借 入	ベッド	月額	9,000
	エアーマット	月額	5,400
	マットレス	月額	1,800
	ウォーターマットレス	月額	5,400
	床ずれ予防マットレス	月額	4,500
	サイドレール	月額	450
	テーブル	月額	450
	車いす	月額	5,400
	歩行器	月額	4,500
	吸引器（消耗品を除く。）	月額	4,500
	吸入器	月額	3,000
	吸引器・ネブライザー両用器 （消耗品を除く。）	月額	6,300
点滴スタンド	月額	900	

別表を次のように改める。

別表（第2、第3関係）

介護用品		補助限度額
購入	入浴用いす	円 9,000
	腰掛け便座	20,000
借り入れ	ベッド	月額 9,000
	エアーマット	月額 5,400
	マットレス	月額 1,800
	ウォーターマットレス	月額 5,400
	床ずれ予防マットレス	月額 4,500
	サイドレール	月額 450
	テーブル	月額 450
	車いす	月額 5,400
	歩行器	月額 5,400
	吸引器(消耗品を除く)	月額 4,500
	吸入器	月額 3,000
	吸引器・ネブライザー両用器 (消耗品を除く)	月額 6,300
点滴スタンド	月額 900	

## 北上市がん対策基金活用事業実施要領

### 1 目的

がん患者で補正具購入者に対し補助金を交付することにより、補正具を使用しやすくなり、治療前の生活に近づき生活の質を高めることができる。

### 2 対象者

市内に住所を有するがん患者で、今年度中に乳房補正具(リマンマ)・頭髪補正具(かつら)購入者

補助金交付は3会計年度に1回

### 3 補助金の額

補正具購入経費の10分の9以内で限度額内

限度額は乳房補正具は20,000円、頭髪補正具は30,000円

### 4 申請

補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)にがん対策基金活用事業に係る医師の証明書(様式第2号)と補正具購入の領収書を添えて市長に提出する。

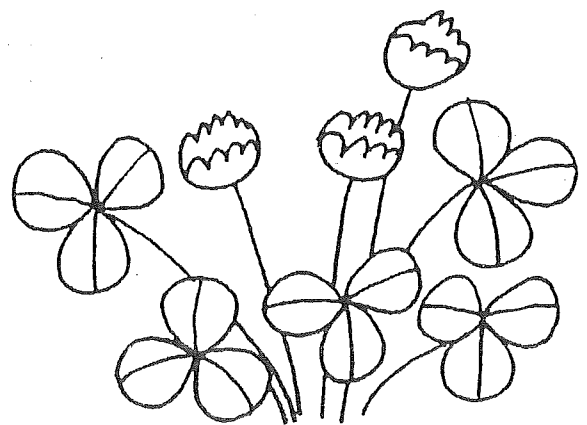
申請書提出時に補助金交付申請書(別紙)に住所・氏名・振込み口座等を記入していただく。(年月日を記入しない)

市長は申請書の提出があったときは、内容を審査し、適正と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)を交付する。

# 北上市がん対策基金活用事業のお知らせ

平成 17 年4月1日から乳房補正具・頭髪補正具購入費の補助が始まります。

- \* 対象となる人は、がんの治療歴のある人で、平成 17 年4月1日以降に乳房補正具・頭髪補正具を購入した市民です。
- \* 申請の手続きは、「補助金交付申請書」に「医師の証明書」と「領収書」を添え、「印鑑」「補助金の振込先のわかる通帳(郵便局を除く。)」を北上市健康管理センターに提出してください。
- \* 申請に必要な用紙は北上市健康管理センター、北上済生会病院、県立北上病院、安部医院にあります。



お問い合わせは、北上市保健福祉部健康増進課です。  
電話番号 0197-64-2111 内線 3175. 3176. 3177



厚生労働科学研究補助金（長寿科学総合研究事業）

分担研究報告書

北上市方式（行政・医療・市民が一体となった在宅緩和ケアへの取り組み）の  
サービス担当者会議の数量的把握

主任研究者 田城孝雄 順天堂大学医学部公衆衛生学講座講師  
研究協力者 星野 彰 岩手県立北上病院 地域医療科長

研究要旨

岩手県北上市では、平成6年に国の補助制度を導入して、行政（市役所）主導型の在宅緩和ケア事業を開始した。この事業は、患者家族の申請に対して、市役所が往診医、訪問看護ステーション、介護用品などのコーディネートを行うシステムであった。行政主導型のケアコーディネートシステムが現在の北上市のサービス担当者会議にどのような影響を与えているか知るために、サービス担当者の実態調査および介護支援専門員の意識調査を行った。

A. 目的

尾道市医師会方式と異なる行政（市役所）主導の在宅緩和ケア・コーディネート方式を行っていた北上市方式において、サービス担当者会議がどのように行われ、また介護支援専門員のサービス担当者会議に対する意識調査を行い、尾道市と比較し、地域包括ケアを推進する仕組みを検討する。

B. 研究方法

質問紙調査「サービス担当者会議の実態と介護支援専門員の意識に関する調査」を実施し、その集計結果を整理した。

質問紙調査の概要は、この報告書における「サービス担当者会議の実態と介護支援専門員の意識に関する質問紙調査：中間報告」において詳細に述べてい

るので、参照されたい。

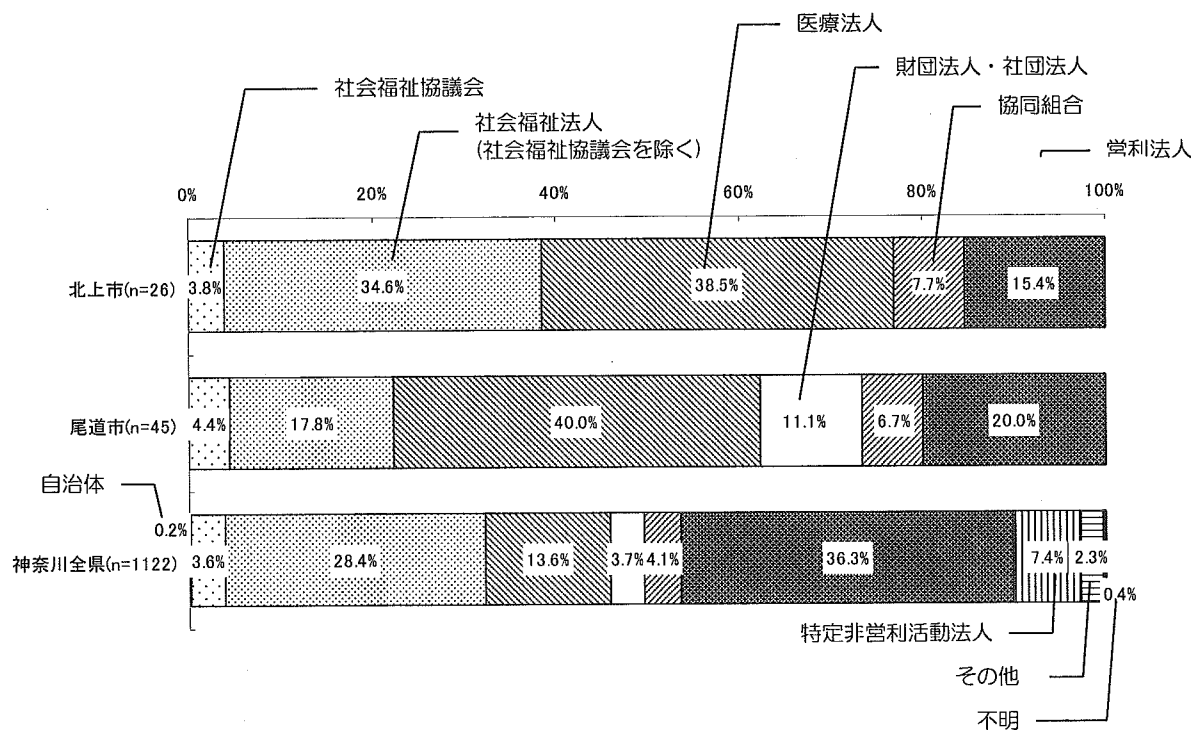
北上市におけるサービス担当者会議の実態の把握に際しては、北上市のサンプルに対する比較対照群として尾道市および神奈川県サンプルを使用した。

調査対象は、北上市介護支援専門員連絡協議会に所属する介護支援専門員である。北上市介護支援専門員連絡協議会に依頼し、臨時理事会にて調査協力をお願いした。調査票を一括して送付し、協力研究者から、各居宅介護支援事業所に質問紙を送付した。

質問紙調査における北上市の有効回収票は、26票であった。回収率は、100.0%であった。尾道市の有効回収票数は45票であり、神奈川県は1,122票であった。回収率は、神奈川県は33.1%、尾道市は54.9%であった。

## C. 研究結果

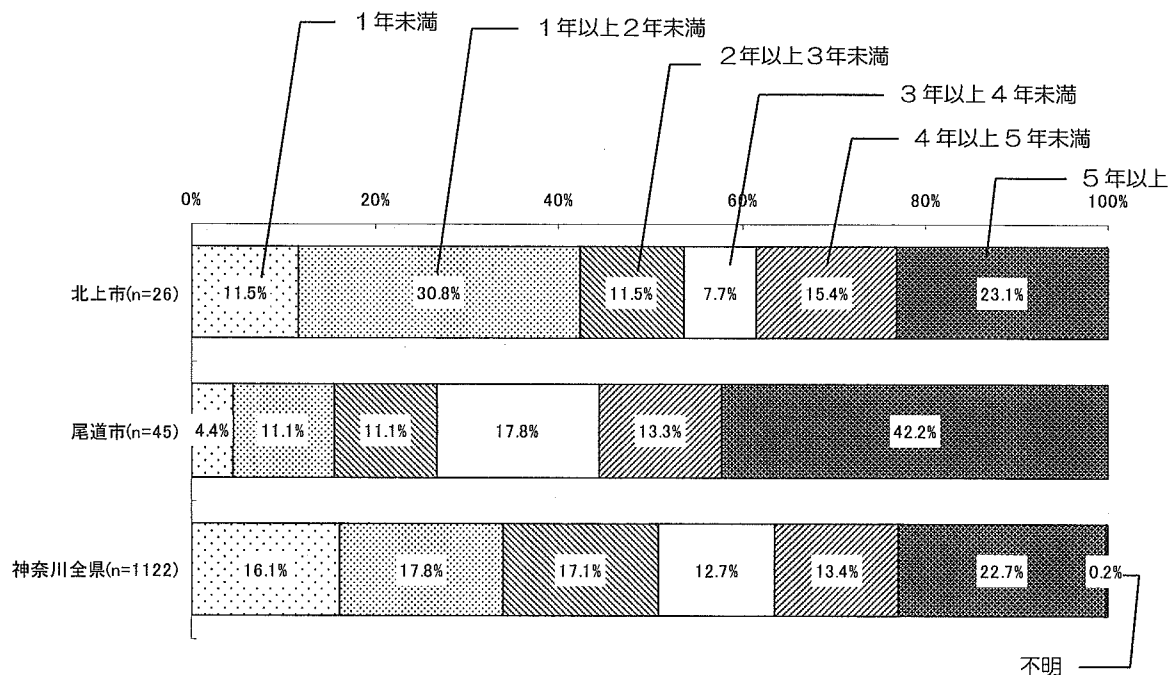
### F 2 事業所の開設主体



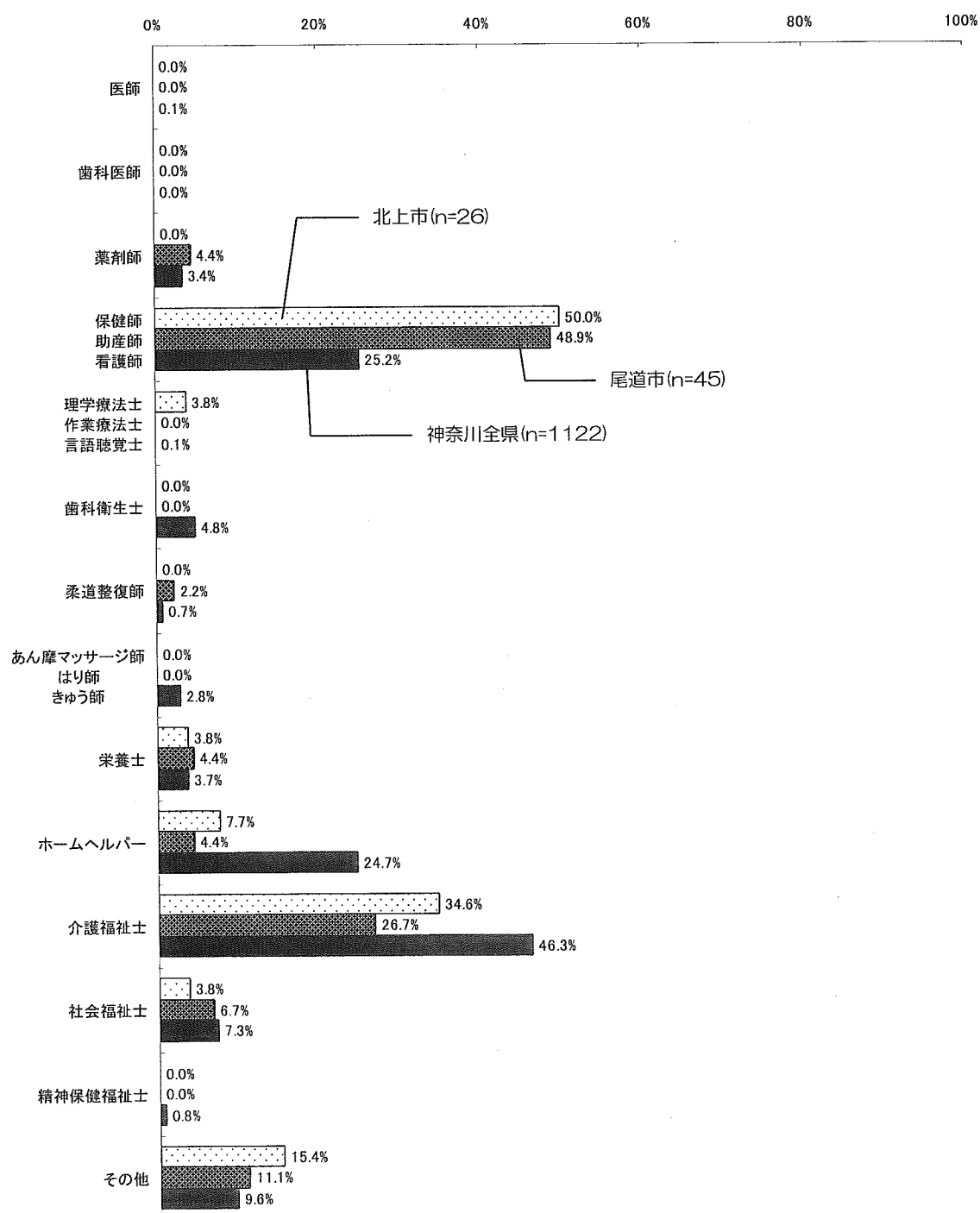
北上市における回答介護支援専門員が勤務する事業所の開設主体は、医療法人が 38.5%、社会福祉法人が 34.6%、営利法人が 15.4%である。医療法人と社会福祉法人が、ほぼ同じ割合で、営利法人が、その約 2 分の 1 である。

### F 5 介護支援専門員としての経験年月数

北上市の回答した介護支援専門員の経験年数を見ると、1年以上2年未満が最も多く、30.8%を占める。次いで5年以上23.1%、4年以上5年未満15.4%となっている。

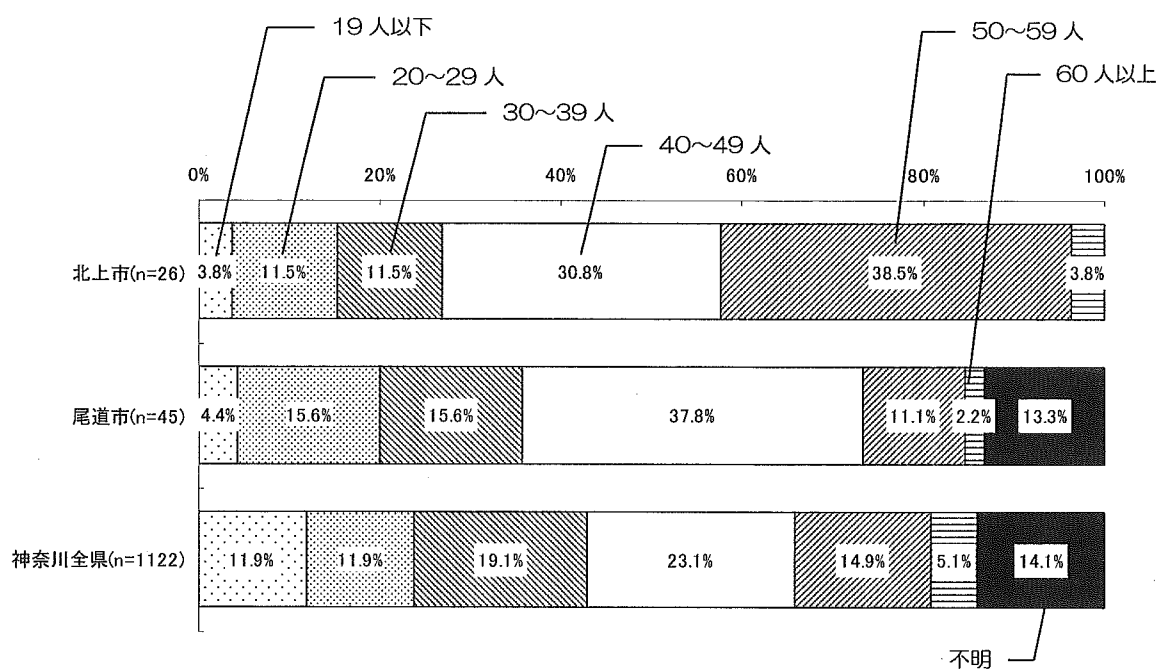


## F 6 介護支援専門員以外の資格【複数回答】



介護支援専門員の基礎資格は、北上市は尾道市と同様、看護職が50.0%と最も多く、次いで介護福祉士が34.6%である。

F7 担当利用者数（各要介護度別利用者数の合計）

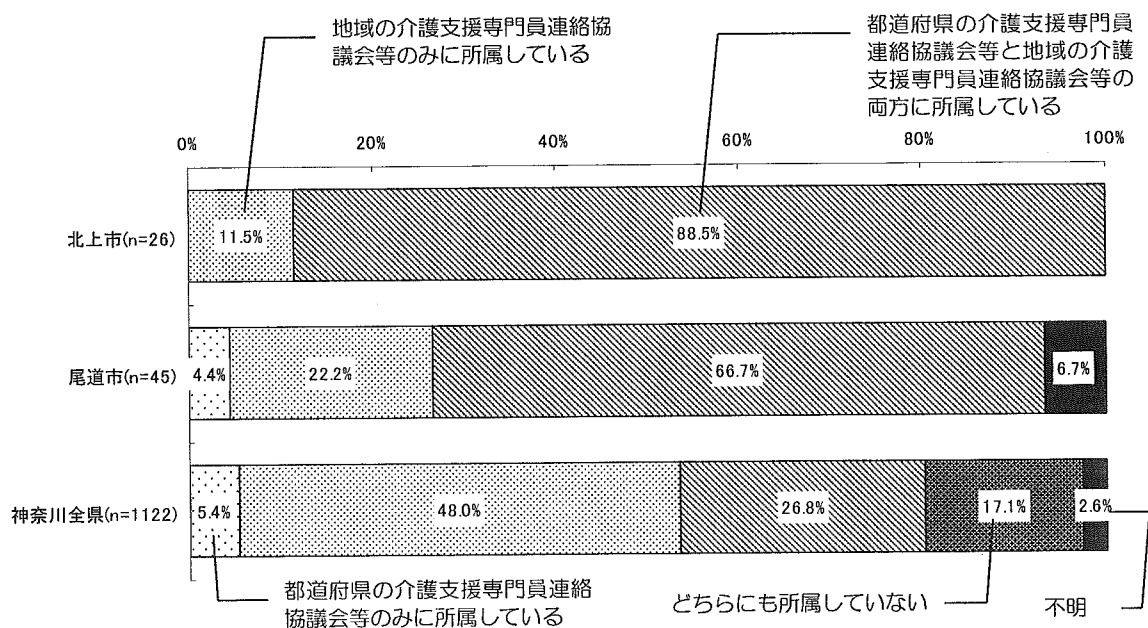


担当利用者数は、50人～59人が最も多く38.5%である点が、尾道市や神奈川県と異なる。

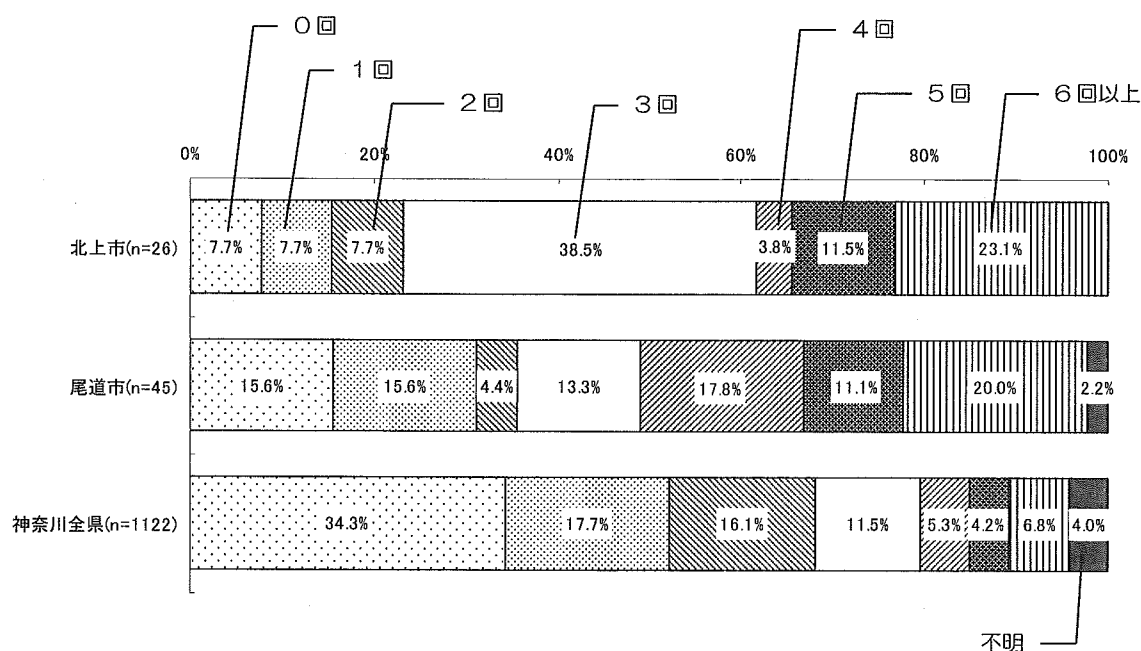
### F8 介護支援専門員連絡協議会等への所属状況

北上市では、県の介護支援専門員連絡協議会と市の介護支援専門員連絡協議会の両方に所属している介護支援専門員が88.5%であり、約9割を占めている。また、どちらにも所属していない介護支援専門員はいない。

このように、北上市の介護支援専門員は専門職団体による組織化率が非常に高く、尾道市を上回っている。



問1 サービス担当者会議の開催回数（平成17年10月中）

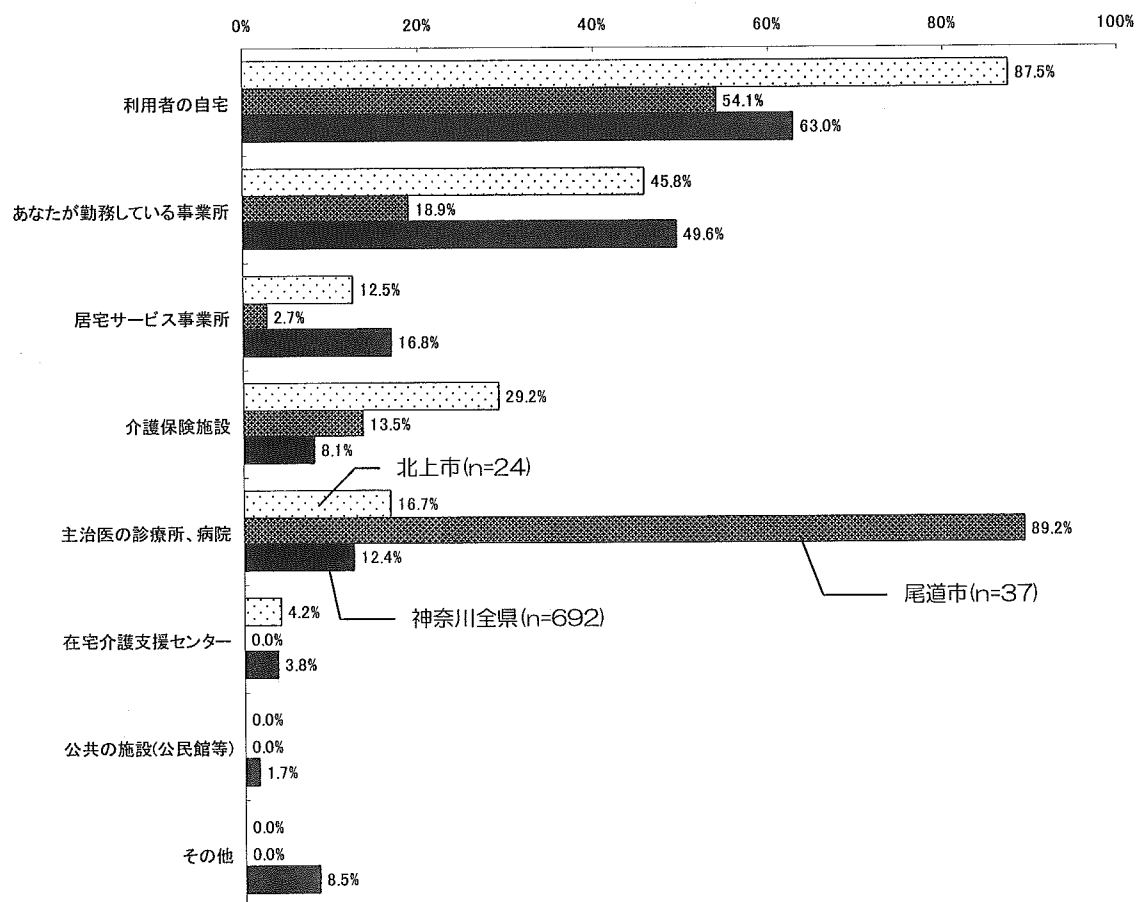


北上市における平成17年10月の1か月間のサービス担当者会議開催回数は、3回が最も多く38.5%である。6回以上開催した介護支援専門員が23.1%で、5回開催した介護支援専門員が11.1%であり、尾道市を上回っている。また、一度も開催しなかった介護支援専門員は7.7%にすぎず、これも尾道市より少ない。

尾道市においては、8割の介護支援専門員が1ヶ月に1回以上のサービス担当者会議を開催しているが、北上市では、それを上回り、9割以上の介護支援専門員が1ヶ月に1回以上のサービス担当者会議を開催している



## 問2 サービス担当者会議の開催場所（平成17年10月中）【複数回答】

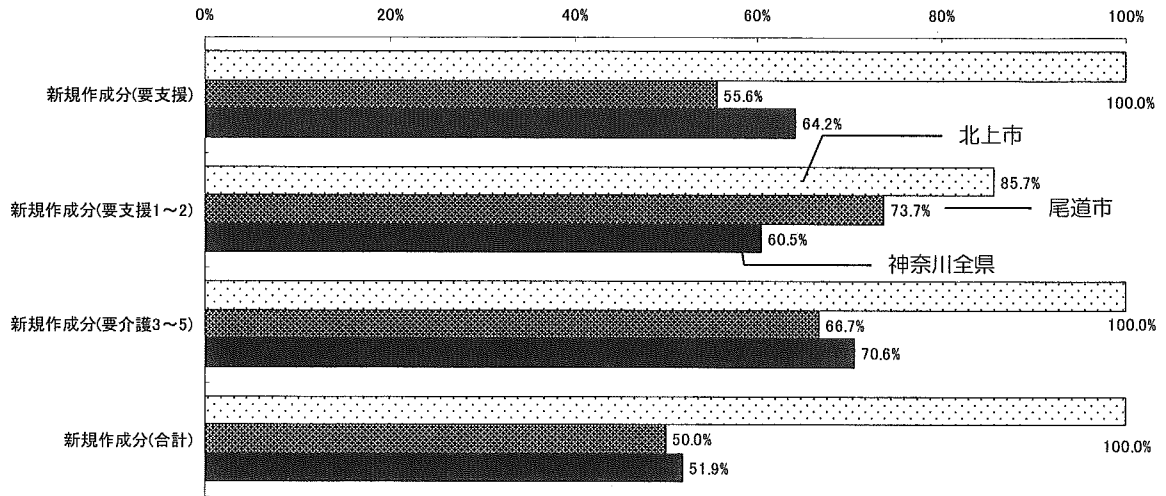


注) 問1で「1回以上」の回答をしたケースのみを母数とする。

北上市の介護支援専門員の87.5%は、利用者の自宅でサービス担当者会議を開催している。次いで自分の勤務する事業所45.8%、介護保険施設29.2%となっている。主治医の診療所、病院でサービス担当者会議を開催しているのは、16.7%に過ぎない。

このように、北上市では、神奈川県と同様に、利用者の自宅と介護支援専門員が勤務する事業所が主たる開催場所になっている。

問3 サービス担当者会議において検討されたケアプランの数(平成17年10月中)  
 (1) 新規作成されたケアプランの全数をサービス担当者会議で検討した回答数



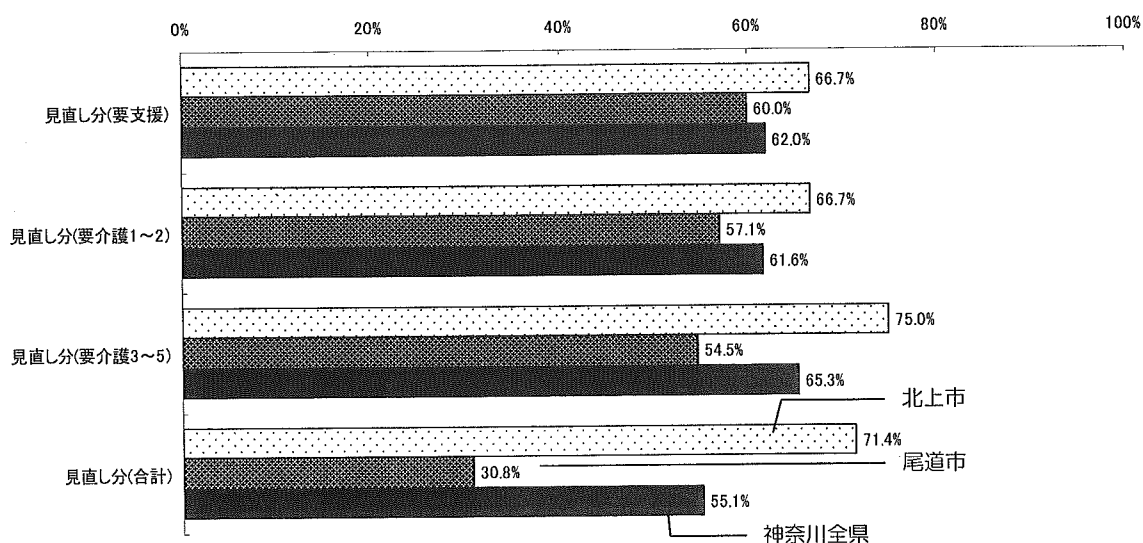
注) 問1で「1回以上」の回答をしたケースのみを母数とする。

注) 平成17年10月中に新規作成ケアプランがあり、かつそれらのすべてについて当月および翌月開催のサービス担当者会議で検討した回答の割合を示す。

注) 「不明」のあるケースは計算から除外した。

平成17年10月中に新規作成のケアプランがあり、その全数をサービス担当者会議で検討した介護支援専門員の割合は、新規、見直しとも各要介護(要支援)度において、尾道市と神奈川県は55~70%前後で大きな差はなかったが、北上市では100%であった。

(2) 見直されたケアプランの全数をサービス担当者会議で検討した回答数



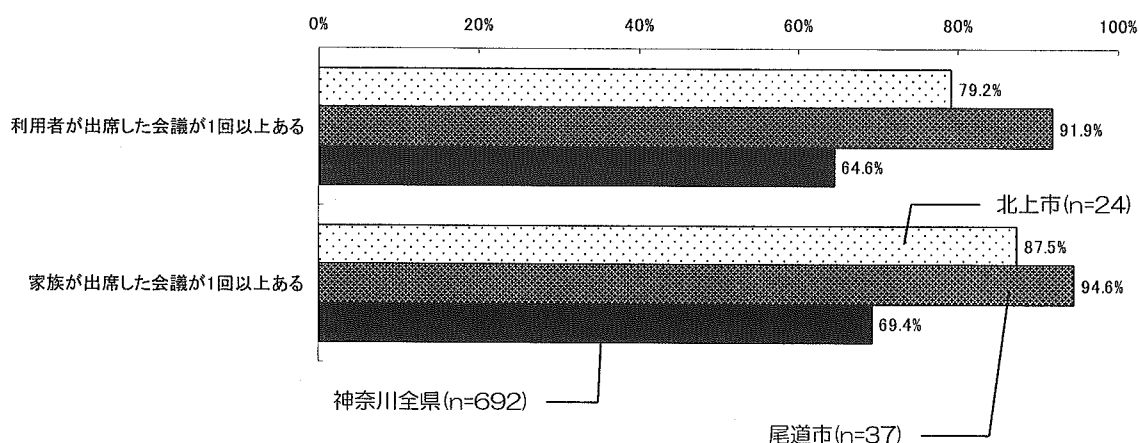
注) 問1で「1回以上」の回答をしたケースのみを母数とする。

注) 平成17年10月中に見直しケアプランがあり、かつそれらのすべてについて当月開催のサービス担当者会議で検討した回答の割合を示す。

注) 「不明」のあるケースは、計算から除外した。

平成17年10月中に見直しのケアプランがあり、その全数をサービス担当者会議で検討した介護支援専門員の割合は、各要介護（要支援）度において、尾道市と神奈川県は、55～65%前後であり、大きな差がないが、北上市は、尾道市、神奈川県より高く、66%～75%前後であった。

#### 問 4 利用者および家族が出席したサービス担当者会議（平成 17 年 10 月中）



注) 問 1 で「1 回以上」の回答をしたケースのみを母数とする。

注) 平成 17 年 10 月中、利用者と家族が出席したサービス担当者会議がそれぞれ 1 回以上あった回答の割合を示す。

尾道市では、利用者および家族が出席したサービス担当者会議が一回以上あると答えた介護支援専門員の割合が、それぞれ 91.9%、94.6%あった。一方、神奈川県では 6 割台にとどまっており、尾道市では、ほぼすべてのサービス担当者会議に利用者と家族が出席し、一方、神奈川県ではいずれも 6 割程度の出席率にとどまっていた。北上市は、尾道市と神奈川県全体の間位置する。